

平成26年第2回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成26年6月12日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成26年6月12日（午前9時00分）

出席議員	1番 岡村 広彦	2番 舟瀬 勝	3番 登 喜三雄
	4番 濱岡 裕之	5番 牧 幸作	6番 木本タエ子
	7番 八木 淳	8番 芝山 延男	9番 中森 慰
	10番 福井 秀治	11番 中井 利正	12番 中村 忠彦
欠席議員	なし		

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	副 町 長	縄手 一郎
総 務 課 長	西岡 一義	総務課防災担当課長	中川美知彦
政策調整室長	中井 宏明	税務住民課長	山下 弘文
福祉保健課長	中井 均	生活環境課長	中西 章
産業振興課長	八木 一夫	建 設 課 長	北村 晴紀
会計管理者兼出納室長	岡村 哲也	教育委員会教育長	藤田 心作
教育委員会事務局長	中西 力		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	西村 肇	書 記	山下 喜市
書 記	中川 知央	書 記	大谷 悦正

議事日程

- 日程第1 一般質問
1. 8番 芝山 延男 議員
 2. 3番 登 喜三雄 議員
 3. 1番 岡村 広彦 議員
- 日程第2 各常任委員長 審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第20号～議案第26号）
- 日程第4 採決（議案第20号～議案第26号）
- 日程第5 委員会提出議案の上程（発議第2号）
- 日程第6 提出理由の説明（発議第2号）
- 日程第7 質疑（発議第2号）
- 日程第8 討論（発議第2号）

日程第9 採決（発議第2号）

追加日程第1 議案の上程（発議第27号）

追加日程第2 提出理由の説明（発議第27号）

追加日程第3 質疑（発議第27号）

追加日程第4 討論（発議第27号）

追加日程第5 採決（発議第27号）

追加日程第6 農業委員会委員の推薦について

日程第10 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）

上程議案

議案第20号 平成26年度 度会町一般会計補正予算（第1号）

議案第21号 平成26年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第22号 度会町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第23号 度会町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例について

議案第24号 度会町税条例等の一部を改正する条例について

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて

（平成25年度 度会町一般会計補正予算（第6号））

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて

（平成25年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

議案第27号 物件等の買入に係る契約の締結について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

◎開会の宣告

（9時08分）

○議長（中村 忠彦） ただ今の出席議員は12名で、定足数に達しております。

よって、平成26年第2回度会町議会定例会を再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより、一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いします。

8番 芝山延男議員。

《8番 芝山 延男 議員》

○8番（芝山 延男） 8番議員の芝山延男です。

議長の許可をいただきましたので、通告書にしたがい2件の質問をさせていただきます。1件目は町長、2件目は教育長、それぞれ答弁をよろしく願いいたします。

私は岩坂を通るたびに、使用されなくなった焼却炉の煙突を見ると有害物質のダイオキシンが飛散しないか、とても心配です。

また、焼却炉の周辺で、毎年、水質検査をしています。この水質検査は焼却炉がある限り、続けなければならないのでしょうか。その費用は、年間100万円程度かかります。

それと、焼却炉は2基ありますが、古いほうは何年ぐらい経過しているのでしょうか。煙突を鉄板で補強され、今にも崩壊しそうな気がいたします。崩壊すれば、有害物質であるダイオキシンが周辺地域に飛散され、健康に悪影響があらうかと思えます。使用されなくなった焼却炉をいつまでも放置していくわけにはまいりません。撤去するに当たっては、多額の予算が必要になってくると思いますが、町長はどのように考えていますか、町長の答弁よろしく願いします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 皆さん、おはようございます。

それでは、早速でございますけれども、ただいまの芝山議員さんの焼却炉についてということで、お答えをさせていただきたいと思えます。

美化センターでございますけれども、おっしゃるとおり、大変老朽化をしております、使っていないということを前提の中で、煙突2本ございますけれども、一つは、昭和47年に創設されまして、また、もう一つが昭和58年度に、それぞれ建設をしております。あのころ、1日大体10トンぐらいの処理能力をもって運転をしておりますけれども、その排出の煙の中のダイオキシン類の問題によって、平成10年4月から取りやめということになっております。そして、その後につきましては、御承知のように、広域環境のほうで可燃ごみの処理で、ずっと今日に至って処理を行っているところでございます。

現存しています煙突につきましては、おっしゃるとおり、運転を取りやめた当時から、その処分の課題というのが、非常に問題になっておりまして、私どもも憂慮をいたしておりました。現在のところ、煙突内に空気を入れられないような拡散防止対策を、ずっと講じてまいりましたけれども、今後さらに、取り壊しにつきましても、県と協議をしながらいきたいと思っております。先鞭のほうを調べてみましたのですけれども、平成16年にやはりそういったことで、県に相談にいつているということ

でございますし、また、私になってから、平成、確か、記憶がちょっと間違っただごめんなさいですけども、平成22年度ぐらいに、私のほうから、生活環境に指示をしまして、県のほうへ議員さんのおっしゃるように、恐らく煙突だけを壊すだけは簡単かなと思ってましてんけど、相当な、多額の費用がかかるやろうと、そういうことになると、財政全般を見渡して、それから、ダイオキシン類の住民の皆さんへの安全危険度といいますか、リスクの程度、そういったことも加味をしなければならぬということ、まず、今のあの時点での制度で取り壊しをできるような交付金事業、あるいは、補助金事業がないかなということ、担当課のほうから聞き込み、県のほうへいきまして、そのときの答えが、やはり多額に費用がかかりますけども、なかなかそういう町が有利になるような補助金が、今のところはないので、これは全国各地でもそういうことが残っているところがあるので、そういったことの中で、もっと要望とか、そういうのが強まったら、国のほうもいい制度ができるのやないかということ、ちょっとウェイティングのような形になりました。その後、御承知のように簡易水道の統合事業というのが、ちょうど私のときにございまして、そのスタートをするときには、かなりの金額が、財政上、伴いましたので、20億円以内でやらなきゃいけないというのは、上水道の移行が、あの当時、国のほうへ聞きにいきましたら、あの当時に、まず手を挙げて、基本を立ててやらないと、平成29年度ぐらいまでやらないと、国の今の現行の補助制度がなくなりますよと、そうすると、苦難に落ちますので、なるべく早くやっってくださいよという指導もございまして、水道事業を行ってから、ここ4年間たっておりまして、大体、水道事業も相当極めつけのところまで、皆さんの御協力で事業が推進されておりますので、もう一度、この県のほうへ、そういった制度が、あれから政権もかわっておりますけども、ないのかなということ、国土強靱化という言葉が自民党政権言っておられますので、また、いい交付金が出るのやないかということ、この間、県のほうへ一応、問い合わせで、担当課がいきましたところ、やはりまだ有利なあれはないということ、最高でやはり、事業に対しまして、雑駁でございますけども、約3分の1。だから、2億円以内の事業だとしますと、その3分の1ぐらいの、今、制度があるということ、私としては、できましたら、それをこれから県から国へもう一度、憂慮だけしていくのやなくして、飛散防止もやりながら、働きかけをさせていただいて、できたら起債で交付税措置があるものとか、あるいは、もう少し有利に率を上げていただく。3分の1が2分の1になるという事業の要件もございまして、これちょっとやはりハードルが高いのやないかと思っておりますので、そういったことを緩和していただきたいなということ、これからもまた、県や国へお願いをしていきたいなということ、拡大要望を前向きに、今のところ検討をして、進めていきたいと思っております。そういうことで御理解ください。

それから、御指摘の水質検査でございますけど、100万円ぐらいの費用がかかって、大変やないかと、大変、御懸念をされているのはよくわかりますのですけども、これは煙突2本だけの水質検査と違いますので、100万円を煙突2本に入れとるといって勘違いされるといけませんので、申し上げておきますのですけども、全体の施設の維持というためにやっとならざるを得ない一環で、ダイオキシンのということで、ピコという単位ですけども、ちょっと関係から提出がありまして、見させてもらいましたけども、その結果では、安全な基準ということで、こういう私も地元でございますが、棚橋の住民の皆さんへ、今、すぐに影響があるものやないということで、この間、課のほうへ指示を、もう一回改めてしましたのは、今までの飛散防止を手を加えておりますけども、その中で、もっとしっかりと飛散防止を対策を講じながら、基準値もまた、ずっと維持をしながら、なるべく早く、大きな事業に取りかかれるような、努力をしてまいりたいと、このように思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） 先ほど町長の答弁では、補助金をできるだけ活用できればしたいというような答弁でしたけども、築41年、あと30年、古いほうは41年、新しいほうは30年経過されているわけですけども、これを業者に一応、10トン、10トン、20トンの焼却炉なのですけども、私も、私なりに焼却場の撤去しとる業者というか、インターネットでちょっと検索をいたしまして、あくまでもアバウト、アバウトの見積もりというか、もう電話だけで10トンぐらいということで話をさせてもらいましたけど、ここで金額は申しませんが、町長さんが思っているより、もう少し安く解体・撤去ができるような回答をいただきました。負の遺産にならないために、度会町町民の皆さん全員が焼却炉でごみを焼いていただいて、恩恵を今まで随分受けてきたわけですから、新しいものもつくるのも結構ですけども、今まで、随分お世話になった焼却炉を、適正かつ敏速に廃棄というか、きちっと処理をしていただきたいなと思えます。これには、答弁はよろしいです。ありがとうございます。

引き続いて、私は、以前にも学校のパソコン授業についてということで、質問をさせていただきました。

学校のパソコンの借上げ料並びに保守料についてということで、質問させていただきます。

教育には、行政も保護者もお金がかかります。教育にお金をかけるものはやぶさかではありませんが、たくさんお金をかけて、日本の、将来の日本を背負っていく人材の基礎となってもらいたいと思えます。

しかし、そのお金が有効活用しているのでしょうか。していなかったら、これは問題です。今年も、当初予算、小・中学校合わせて1,681万1,000円の予算を計上されています。

今まで、私がうちにある資料で調べた結果、平成22年では、小・中学校合わせて1,997万9,000円、平成23年度で1,982万9,000円、平成24年1,887万8,000円、平成25年1,887万8,000円となっています。度会町では、先進的にパソコンを導入されたドゥキだと思いますが、果たして、今まで年間2,000万円近くのパソコンリース料、保守料もろもろ合わせて、2,000万円近くの金が学校教育パソコンに費やされています。対費用効果ではありませんが、その使用状況をわかる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（中村 忠彦） 藤田教育長。

○教育委員会教育長（藤田 心作） 芝山議員さん御質問の小・中学校のパソコンの使用状況についてでございます。

平成26年度並びに、平成22年度からの予算額につきましては、パソコンの借り上げ料及び保守料の予算額は、芝山さん御指摘のとおりでございます。

現在、小学校は平成25年度から平成29年度までの5年間の契約、中学校は平成24年1月から平成28年12月までの、それぞれ5年間のリース契約となっています。この契約の内容でございますが、小学校で使用しておりますパソコンにつきましては、システムサーバー5台、児童用のデスクトップPCが40台、タブレットPCが18台、教職員用のノートPCが29台と、これらPCにかかります周辺機器及びプリンター並びにソフトウェアとなっています。

中学校におきましては、システムサーバー4台、生徒用のデスクトップが40台、教職員のノートPCが26台と、小学校と同じように、これらにあわせます周辺機器及びプリンター並びに、ソフトウェアがリースの内容でございます。これをそれぞれ5年間にわたって毎年度、定額でお支払いしておるといような状況でございます。

利用状況につきましては、芝山議員さんおっしゃるように、どの辺がコストに見合うラインかというのは明確なものはありませんが、私どもは現在、社会の中でPCなしでは生活できないというような状況にあらうかと思えます。こういう状況の中で、早い段階から、子供たちにPCになじんでいただき、社会に出てから、即、対応できるような状況にしたいというような考えで、小学校からPCを導入しております。

利用状況につきましては、いちいちこの時間、何時間、何十分というような時間設定は把握しておりませんが、現在、小学校におきましては、総合学習、国語、社会、理科、保健等の教科におきまして、調べ学習、ある一定のタイトルを与えまし

て、それをそれぞれ生徒自身がパソコンにおいてインターネットを通じて、内容を調べるといような調べ学習でございますが、これに利用をさせていただいておりますし、算数ではデジタル教科書を利用して授業を行っております。

また、中学校では小学校同様、調べ学習に利用したり、技術家庭の授業でPCの基本構成や、情報処理の仕組み、ネットワーク情報を利用の仕組み等を、学習をいたしております。

また、小・中学校ともに、教職員の公務、調査報告、学校事務、教育機関とのやりとりなど、日常的に利活用はされておりました、それぞれのPCが学校の授業時間における稼働率何パーセントとか、何十時間とかいような時間のところまでは把握いたしておりません。来週早々16日、17日に小・中学校ともに、学校開放をいたしております。ぜひ、その機会に議員さん方も学校のほうへお足をお運びいただきまして、実際の利用の状況等を目で確認していただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） 今回の教育長の答弁では、すごいすばらしい答弁だったと思うのですが、私も質問に当たって、保護者の皆さんに、何人かの保護者の皆さんに学校のパソコンの使用状況をお伺いしています。とてもじゃないけども、今の教育長の答弁とはかけ離れた回答を聞いています。学校で時間割りにパソコンの授業としてはない、ほかの授業は、今、教育長が算数やら国語やら、そういうのをパソコンで使ってやっているというようなニュアンスの答弁でした。私の聞く範囲では、何か調べ物をする。6年生になったら「インターネット先生使うてもよろしいですか。」「はい、いいですよ。」そういう使い方をしているみたいな感じで、生徒さんにも聞きました。インターネットを自由に使えるということは、調べものを教育者というか、そういう人がおらんときに自由に使えるということは、私もパソコンはなかなか苦手でようしませんけども、いろんな有害サイトへも入っていくことが可能なかどうか。そういうところはちゃんとブロックされている、学校のパソコンだからブロックされていると思うのですが、とてもじゃないけども、使用状況というのは、ちょっといかなものかなと、父兄からの私に聞かさせてもらう範囲では思います。

それは、それでよろしいのですが、ええことはないもので、こうやって質問させてもらうのですけど、私は去る5月22日、皆さんもNHKのテレビで、ニュースで報道されたのを見てる方も多いと思います。タブレット端末を使用して、子供たちが楽しく授業をしている、ある東京の小学校、これニュースで出てたで、名前もいうてええと思いますが、各、それも100台、タブレット端末を100台利用し

て、先生がパソコンを利用して一斉に子供らに配信してやっている。私はその教育振興課に電話しました。どういうふうな使用しているかと、質問に当たって、こういう使い方もありますよということ、ちょっと聞いていただきたい。そういう方向で、パソコンを利用してもらえたらと思うのですが、ある小学校では、週15時間、タブレット端末を使用して、授業が行われています。それでリース代ですけれども、これは何もかも含めて、5年間で1台10万円のリースだそうです。5年間で1台10万円。これはタブレット端末で、キーボードもソフトも、何もかもつけて、5年間リース料は1台10万円だそうです。そういうふうな使い方をしてもらえれば、子供たちはもっと楽しく、今も楽しいかわかりませんが、大いに活用できるのではないかなと思います。今の度会町では、1台5万円、5年で10万円どころじゃない、大きな出費です。これは国の補助、県の補助は一切なしで、町の税金というか、公金で利用されているわけです。ほかの補助は一切ありません。

政府は、2020年までに学校では児童一人1台パソコンを支給して、IT学習にしたいというようなことを、もう言うておりますが、今、答弁を聞きますと、2029年、それを越してしまうぐらいのリースの契約かな。それは教育長である藤田さんも御存じだと思うのですが、リース料がこれだけかかっている以上は、もっとニュースに出てくるような、そういう使い方をしていただければなと思いますが、教育長の今後のあり方というか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中村 忠彦） 藤田教育長。

○教育委員会教育長（藤田 心作） 芝山さんから御質問いただきましたタブレットPCなのですけれども、タブレットにつきましては、現在、先ほどニュースの件をおっしゃられましたけれども、生徒一人に1台という割り当てはとても現状ではできておりません。ただ、小学校におきましては、18台を置きまして、教室の中で二人に1台というような格好で、タブレットを使って、低学年の授業から利用をさせていただきます。

タブレットにつきましては、マウスもキーボードもございません。タブレット1枚限りのものでございまして、芝山さんおっしゃるように5年間で10万円、相当な金額だと思っております。妥当な金額だと思っております。私どもの現在のリース契約の内容につきましては、あくまでもパソコン室に備えますデスクトップ型のPC、小・中学校とも、それぞれ40台でございますが、それに伴いますインターネット構築、もちろん有害サイトへのアクセス禁止のソフトウェアの導入した上でございますけれども、自由なインターネットの検索につきましては、総合学習の時間に大きなテーマでのインターネットへのアクセスは許しておりますが、国語とか、理科とか、社会とか、それぞれの授業の中で調べ学習に使う段階においては、その授業の中で与えられたテーマについて調べるというようなことで、児童生徒が自由気ままにイ

インターネットにアクセスできるというものではございません。当然、芝山さんおっしゃったように、今後は、デスクトップのPCにかわるものとして、タブレット型のPCがどんどん機能も充実して、デスクトップのPCに置きかわるものというふうに思っております。我々も、その5年後とのリースの更新時に合わせて、その時期、その時期に合わせて適正なものを導入してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（中村 忠彦） 芝山議員。

○8番（芝山 延男） もっと、もうちょっと質問したいところがあるのですが、余り時間も費やしてもいかなかなと思うのですが、もし、これからパソコンのリースを見直していくという考えがあるとしたら、こういった先進的なニュースになるようなところを、一度出向いて、詳しく勉強していただければなど。これパソコンのリース料なんか、もっともっと下がるのじゃないかなと。何やったら電話番号も教えます。担当者も。

ただ、リースだから、毎年毎年2,000万円近くの金が、何の不思議もなく支払われていくわけですが、それをもっと子供たちに利用していただければいいかなと思います。週15時間とは言いませんが、必ず、文科省もこれはパソコン授業に取り入れよということは、まだ時間割りに取り入れろということはないと思います。だから、ほかの時間割りをさせて、パソコン授業に入ってもらうのは、なかなか難しいと思いますが、今は、教育長はここへ、いろんなことで調べ物で使っているということを答弁されましたが、私の聞いた限りでは、そのような使い方はなされていないように思います。答弁はよろしいけども、くどいようになりますので、もう少し見直ししていただければなど、そういうふうに思って、私の質問を、これで終わらせていただきます。

○議長（中村 忠彦） 以上で、芝山延男議員の質問を終わります。

続きまして、3番 登喜三雄議員。

《3番 登喜三雄 議員》

○3番（登喜三雄） 登喜三雄です。

議長の許可をいただきまして、「度会町における二つの将来展望」について、いずれも町長さんに御質問をさせていただきます。

それでは、まず1点目でございます。

「介護保険制度の変更とその備えについて」質問いたします。

去る5月14日、衆議院厚生労働委員会は、「地域医療・介護推進法案」を可決し、6月今国会中の成立を見通しているところでございます。私は、この変わる介護保険制度の度会町の備えについて質問いたします。

さて、この改革から見えてくる要支援1及び2の対象者が、介護保険制度から裁

量による市町村事業に移行することによって、不安が出てまいります。今まで全国同じ基準による介護保険サービスを受けていた「機能訓練等の通所サービス」や、「部屋の掃除」など、訪問・通所介護は、市町村の裁量を広げ、ボランティアをお願いをして、コストの低減も図り、国は市町村に改正に見合う財源措置を行うというが、介護事業者からは「ボランティアにヘルパーのかわりができるのか」「市町村ごとにサービスの格差が生まれないのか」などの意見が出ているそうです。町事業に移行したとき、担当する「地域包括支援センター」の陣容も心配です。実施は、3年の移行期間付きの2015年度からとのことですが、多くは今までの介護事業所に頼り、市町村事業を委託することが、想定されております。選択の余地が少ない度会町では、果たして「介護の人材を確保できるのか」「送迎サービスを圧迫することにはならないのか」など、効果的、効率的に実施する備えについて、お伺いをしたいと思います。

以上、1点目について、よろしく願いいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、まず、登議員さんの1点目の質問にお答えをいたします。

御質問の地域医療介護推進法案の成立、この6月国会でございますが、それによりまして、訪問介護並びに通所介護につきましては、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業に移行ということになります。また、この改正におきましては、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的なサービスを提供できるようにして、利用者の方々が、これまで以上に自分にふさわしい事業を選択ができる仕組みを目指すということで、国のもう間もなく国会が通過すると思っております。

なお、市町村の円滑な移行期間を考慮して、この制度につきましては、平成29年4月までに全ての市町村で、この事業を地方自治体において実施するというようになっております。

したがって、御質問のとおり、予防給付のうちの訪問介護と通所介護の移行に当たりましては、地域支援事業の充実というのが、もう当然、必須のものとなりますし、また、当町といたしましても、移行後の受け皿としての「介護予防並びに生活支援サービス事業」の構築というのが、非常に早急の急務のものとなっております。

現在、示されている国の施策の方向性としまして、多様なニーズに応えるためには、まず、介護サービス事業者だけでなく、NPO、民間企業、あるいは協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の多種多様な事業主体が参加をして、それぞれの持ち味を生かした連携を行いながら、必要な支援を身近な地域で提供されることが望

ましいとされております。

具体的には、おっしゃられましたように、御指摘二、三ございましたけども、私も懸念をしている中で、これからの見通しなのですけども、リハビリ、いわゆる機能訓練や、それから入浴の介助などの身体的な支援、これら専門的なことにつきましては、「送迎」も含めまして、既存の通所介護事業所や訪問介護事業所への委託、それから、掃除とか、そういった具体的な行いやすいといいますか、助けやすいものにつきましては、NPO、あるいは民間事業者等による生活支援サービスとして、例えば「ごみ出し」をお手伝いするというのであれば、これはもう住民ボランティアの方々の、しっかりやっていただけるのではないかとといった具合に、それぞれの、先ほど申し上げたような個々の持ち味を生かした中での連携の中で、支援体制を構築していくネットワークをつくっていくということで、方向性としてはいきたいなと思っています。

そこでおっしゃるのように、課題になるのが、御質問にございます、受け皿となる介護サービス事業者、ボランティア等、これが当町でも、非常に少ないのではないかと、御承知のようにNPOというのも、私の記憶するところでは、いろいろな大きな範囲のNPOでも、度会町にはまだまだ、我々の努力も足りない部分もあるかもわかりませんが、三つぐらいで、まだまだ活動そのものが、重立った活動はしてもらっておらないのが実情でございます。そういったことで、当然、こういう中山間地の地域にとりましては、人口減少がございますので、地域格差というのが非常に心配されております。そういった中で、社会資源となる団体が少ない町としましても、その担い手を懸念しておりますので、今後そういった育成とか、そういったことにも、しっかり努力を、これからしてまいりたいと、このように思っています。まだ、未知数でございますけども。

現在、度会町は、地域包括支援センターが、まず中心となって、地域支援の事業を実施しております。この地域支援事業に位置づけされています、地域ケア会議等の中で、社会資源の洗い出し等を進めている、進行中でございます。また、今年度は、第6期の介護保険事業計画の策定年度に当たっておりますので、そういった地域ケア会議の提言を受けまして、今後、計画策定の中でも協議をお願いして、度会町の支援体制、地域包括ケアの体制構築に向かって進んでまいりたいと思っております。

また、町の事業の方向性としましては、先ほど申し上げました地域ケア会議の中での、まず、町内の介護サービス事業者との協議を、まず、密にやっていくこと。それから民間団体への委託の検討を模索していくこと。また、既存の地域の現在行われておりますミニサロン、これも地域の方々の共助によりまして、もっと充実化していかなければならない。それから、また、先ほど申しました介護予防ボランテ

ィアの育成でございますけども、簡単な事業といいますか、助け、手助けは、こういったボランティアの方々の育成に力を注いでいきたいと、このように思っています。したがって、この地域包括センターの公助だけでなくして、これからは国のスローガンもございますが、防災とよく似たことでございますが、公助だけでなくして、自助と、やはりもう一つ、互助、お互いに地域福祉の向上を目指す、お互いの助け合いといいますか、互助と、それから共助をともに連携させることで、地域力を高めながら、スムーズに事業が移行して、高齢者のこれから多くふえてくる方々の必要な支援が、この身近な地域で提供されるということ、できるだけ努力をしていきたいと、このように思っております。

また、今後、国のガイドラインが示されましたら、本格的に地域包括ケアの構築を目指して、より一層住民の皆さん方、また、安全・安心して暮らせる地域福祉への充実へと、町議会の皆さん方と地域の方々とともに積極的に、より具体的な実行を求めて進んでまいりたいと思いますので、また、今後とも、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

私は、この改革により要支援者が受けるサービスを、遠慮がちになって、要介護者がふえるのではないかと心配いたします。介護保険制度は人生最後のセーフティネットです。制度を支えるヘルパーさんの賃金が下がるようなことがあってはなりません。また、介護職員の皆さんが燃え尽きないようにしなくてはなりません。巷では、外食産業が人手不足から店をたたんでいるようです。低賃金のもとでの人手不足が生じております。地域包括支援センターとして、市町村業務を行うこととなる役場職員の負担増も心配です。国の制度設計は、大変立派な設計でございます。しかし、要は、財布の備えとともに、仕組み、体制の備えを十分にすることにあると思います。この質問につきましては、今から二つ目の質問とも少し絡みますので、国の制度改革に対する備えに怠りのないようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問、国立社会保障・人口問題研究所のデータをもとに、日本創成会議が推計する度会町の将来人口に見る、いま打つべき施策提言について、質問をさせていただきます。

この日本創成会議による人口推計は、国立の社人研のデータに大都市部への人口移動が続くことを加えたものです。少し余談になりますが、日本創成会議の座長を務める元総務大臣の増田博也氏は、平成10年4月10日、当時、北上川の岩手県知事として、また、宮川を代表する本県の北川知事、四万十川の橋本大二郎高知県知事

とともに、清流環境に取り組む一環として、本町平生から宮リバー度会パークまで舟下りを楽しんでいただいたことが、懐かしく思い起こされます。

さて、度会町の毎月の住基人口が、少しずつ減少していくことは実感していたものの、25年先に3,000人減少するという、少しショッキングなデータがこの日本創成会議から発表されました。同時に、若年女性人口が50%以上減少し、消滅可能自治体の中に数えられました。すなわち2010年から2040年に全国で896の市町村が消滅可能、三重県では29市町のうち13が消滅可能、伊勢市を含め、県南部地域に集中することが報じられました。度会町は総人口が8,692人から5,632人に、このうち20歳から39歳の女性が902人から414人に54%の減少、すなわち消滅可能な自治体と位置づけられました。この人口推計を、私は町内34集落2自治会に重ねて分析をし、我が集落、我がコミュニティのこととして、同じ問題意識を持つことが大切であり、住民の皆さんとともに、「少子化にストップをかける施策」と、「集落コミュニティを守る施策」を考える必要があります。私たち町政に携わるものは、25年先、約3,000人が減少するものの、されど、5,600人余りのわたらい人が物心両面で豊かさを失わず、元気に暮らしている姿を描く必要があります。この発表と同時に、有識者から多くの施策提言がなされております。そのうち幾つかを、私なりに度会町向けにアレンジいたしました。ふるさとの将来を展望した、いま打つべき施策提言について、町長の考え方をお尋ねいたします。

まず、少子化対策について。

この少子化問題につきましては、去る3月福井議員からほぼ集約されました質問があったところです。しかし、町長からは、三重県政が示す少子化対策メニューを見きわめながら、対応を考えていきたいとのことで、いまだ具体策には至っておりません。

視点を改めて質問いたします。

少子化対策は、早ければ早いほど効果があります。もちろん子育て支援だけでなく、産業のこと、雇用のこと、国土形成など、社会経済全般にかかわる必要がありますが、度会町政が今できる取り組みを提言いたします。

次の4点について、お答えいただきたいと思います。

まず、1点目、出会いと結婚の機会づくり。

男女の出会いと結婚の機会づくりは、社会的にも存在意義が高まっております。度会町にも未婚の方、どちらかといえば男性がふえているように思います。出会いと結婚の機会がなければ、少子化対策は始まりません。地方自治体においても、結婚情報や機会の提供に取り組むべきだ。

2点目、学童保育や放課後子供教室の拡充について。安心して共働きができ、子供を増やすことのできる環境をつくること、**「若者や女性が活躍する社会」**につ

ながります。また、ひとり親世帯をサポートすることからも、学童保育、放課後子供教室制度について、対象範囲の緩和、開設時間の延長、利用料の軽減など、制度を拡充すべきだ。

3点目、出会いから子育てまでのワンストップ支援について。

国でも少子化担当大臣を置いておりますように、度会町でも、本気で取り組む出会い・結婚・出産・子育てまで安心できるワンストップ相談支援体制を整備すべきだ。

最後、4点目、多子世帯への手厚い支援。

多子世帯、特に第3子以降については、子育て・教育・住居に要する費用が大きな影響を与えております。保育や幼児教育サービスについて、原則第2子は半額、第3子以降は無償とする経済的支援を行うべきだ。また、多子世帯向け住居の支援を行うべきだ。

次に、このまま人口減少が続けば、集落としての共同体が機能しなくなり、度会町はやがて消滅への道をたどるといいます。集落・コミュニティ対策について、提言いたします。人口減少が進む中で、コンパクトな拠点を交通・情報ネットワークで結ぶ地域構造をつくる必要があります。度会町内において、また、地域連携を念頭に置いて提言いたします。

まず、1点目、コンパクトシティ化と背後地集落の存続について。

25年後、3,000人がいなくなる。34集落2自治会を今のままで守ることが難しくなる。このためには、棚橋を中心とした地域にコンパクトなコア（核）を整備していくことが効率的な行政運営、すなわち25年後に暮らす5,600人の暮らしを効率的にすることになります。その地域規模はどのぐらいが適切か。私は、伊勢大宮線沿いの線的な地域だけでなく、面的に内城田大橋を経た宮川右岸への展開も視野に入れるべきだと考えます。また、既にコア（核）となりつつある棚橋・大野木地区には、都市計画的な土地利用計画を誘導し、生活道路や排水対策など、秩序ある居住地、商業地をつくるとともに、さらにコア（核）を充実させるために、役場庁舎周辺の再開発による文化ホールとともに、近くりニューアルが必要となる中央公民館、それに加えて若者世代から要望のあるスポーツ健康づくり施設等、他の自治体に比較して不足を感じる複合型のインフラ整備が必要だと思います。

一方、30余りの背後地の集落を護るには、日常生活に必要な子供から大人まで利用できる、地域活動の場づくりとともに、コンパクトシティのコアに集中する公共施設をはじめ、商店や介護・医療機関等々を結ぶデマンドバスの運行が、今、役場が丸抱えで運行する役場から中川、小川・一之瀬方面への現行コミュニティバスの見直しとともに必要になってくるものと提言いたします。

次に、2点目、農山村の秩序ある土地利用の転換について、提言いたします。

人口減少に伴い国内の経済構造は、グローバルからむしろローカル経済圏、すなわち地域の顧客の需要に応じて、ネットワーク的なサービスの提供を行う経済圏、いわゆるローカル経済圏を形成していくものと想定されます。地球規模、日本規模で見て、紀伊半島、志摩半島に位置する度会町には、宮川、一之瀬川、注連指川、また、小山谷川など豊かな水資源があり、度会茶などすぐれた農産物を産出いたします。四季を通して動植物の生息に恵まれた環境にあり、東京一極集中にほころびがくるとき、いずれ人々が戻ってくるものと信じます。

また、多くの産業がマイナス成長となる一方で、「福祉・医療分野」の成長が見込まれます。25年後の魅力ある度会町を構想して、地域資源を生かした農林商工や観光福祉医療提携型産業の創設を促すためには、“田畑を田畑として、山を山としての利用を唱えてまいりました。”従来からの農業振興・林業振興計画では、25年先の希望が感じられません。例えば、将来1万人の人口が戻ったとして、自給に必要な約1万5,000俵の米は、150ヘクタールの水田で補えます。茶畑も生薬栽培の後継者がいなくなりつつあります。25年先を考えながら、集中して守るべき農地と、他の土地利用を誘導すべきものが見えてくるものと思います。山は国産材の需要が伸びつつある他方里山に針広混交林を導くとともに、地球温暖化防止、バイオマス、風力、太陽光発電など、環境と自然エネルギーへの活用に期待がかかります。農地、山林とも、度会町の大切な地域資源としながら、既成概念にとらわれない大胆かつ秩序ある土地利用計画の転換が必要になると思います。

最後に、定住自立圏への地域連携について、提言いたします。

当面、伊勢市を中核市する定住圏の構築に向かっての地域連携が、大都市圏への人口流出に歯どめをかけるものと期待されます。これにはまず、県道伊勢大宮線と伊勢南島線、度会玉城線の交通ネットワークの整備が最も重要となります。歩道の整備、洪水時の冠水対策など、道路規格の安全性の向上を図らなければなりません。

また、高速インターネット時代に見合う通信網の構築が、度会町の人々の暮らしを左右する欠かせない重要な施策となります。光ファイバー網に限なく町内に整備されるよう、通信事業者に公共的役割を求めていくことも大切です。

もう一点、定住自立圏構想を進めるに当たって、度会町の地理的条件を考えると、「松阪圏域」との交流を視野に入れた施策の展望が必要になると考えます。

以上の有識者から多くの提言をいただいた中で、私なりにアレンジをさせていただきました。施策提言について、中村町長の考えをお尋ねいたします。よろしくお願いたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、ただいまの登議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。たくさん、多くの課題を御指摘とともに、将来の先端的な、先進的な

お話すばらしいお話をいただきました。

まず、順を追ってお答えをさせていただきたいと思います。

まず、登議員さんの少子化対策についてのお答えでございます。

国のほうが、平成25年度の補正予算で少子化対策事業を、それから、それが県や地方自治体との連携のもとに、結婚から子育てまで切れ目のない支援という言葉で推進していくということを示されましたし、また、御承知のように三重県は三重県知事さんが、非常に彼の号令のもとに、積極的な姿勢で県民総ぐるみの意気込みでということで、県と市町の連携で、子ども・子育て支援計画策定を推進して、具体策を講じていきたいということを決めていただきました。

全国的には、人口減少、おっしゃるように、この傾向に歯どめがかからないという現状でございます。国や県が、また、私たち地方自治体が重点的、あるいは集中的な対策を講じていく、この二つの今、申し上げた方針につきましては、非常に高く評価をしなければならないと思っています。当町もしたがいまして、遅れないように、関係担当課での内部検討をしっかりと踏まえて、具体的な方策を、いつも私が申し上げているように、全部じゃなくして、一步一步、着実に選択し、実行していく。これは非常に不満があらうかと思えますけども、これが一番大事なことだと基本的に思っております。

登さんの個々の質問に対しましては、たくさんございますけども、詳細ですと時間の関係もございまして、具体的なところ、ちょっとずれが出ると思っておりますけども、具体的なことは、また次のときの質問やっていたら答えるとしまして、私なりにまず、この取り組みの施策についての実践化への方策として、まず答弁をさせていただきます。

まず、少子化対策の具体的な一つ目でございます。

この出会いと結婚の機会づくりということは、おっしゃるとおりだと思っております。これは近隣町村では、既に婚活支援事業に取り組みされておりました、実績を上げておられるところが多々ございます。近隣でいきますと、この国・県の方針と申しましたけど、また県のほうが、別件になりますけども、南部のこの地域の活性化の中での定住促進ということで、一つ少子化を歯どめするための婚活支援事業を、しっかりと複数以上の町村が、市町と一緒に取り組んだらということで、基金を利用した事業計画もございまして、特に、鳥羽のほうではもう平成2年ぐらいから取り組みが行われまして、最近ではやはり鳥羽と、南伊勢町さんが、今のこの南部活性化をうまく利用されています。データでお聞きしますと、やはり80組以上の方がカップルが成立しております。結婚までいったか、そのときのカップルかちょっとわかりませんが、まず、成立ではないかと思っています。かなりそういった具体的な成果も上げておられるところもございます。度会町としましては、将来的に

は検討課題としていきたいのですけども、婚活支援そのものだけで対象を、こちらのうちの若者、あるいは、町内外問わず、一緒に合わすということになりますと、民間でも御承知のように、いろんな結婚の取り組みの相談所とか、あるいは、最近では、若い人たち同士で合コンとかいう言葉でやっておられますので、こういったところも成果は出てるのだと思いますけども、そんな中で当町のほうも、この婚活支援事業をいつも、具体的にはスタートは切れる状態にありますけども、私なりに、まず、この当町の生活環境のところの、住みよいまちとしての、当町に沿ったような、こういった婚活支援事業に取り組む姿勢で活動施策を求めていきたいと思っておりますので、今後こういった形で、どのようにやるかということは、これから検討をしていきたいと思っております。既に、いろんな事例もございます。これをやって、すぐに効果が出るかというのも、非常に疑問なのですけども、パフォーマンス的にやれば、即できる状態に、今は交付金も整っております。できますのですけど、これも先ほど言いましたように、一步一步でいきたいと思っております。時期がくれば思い切ってという施策でございます。御理解をいただきたいと思っております。

それから、2番目の学童保育と放課後子ども教室、放課後クラブなのですけども、これは国のほうで、大きな今の動きとしましては、いつも前も申しあげましたのですけども、1年生から3年生が放課後児童クラブ、うちの場合ということで、学校外で預かって、生徒を見ていくというようなことになってはいますが、これから4年生から6年生の高学年までも、何か文科省のほうから、そういった提案よりもちょっと一歩進んだ状態に、今なってきたおるかなということもございまして、この取り組みについては、依然として継続でやっていきたいと思っておりますし、また、御指摘のように、放課後クラブ、児童教室の拡大をどうかという御質問でございますが、今の現行でも、当町なりの努力をそれなりに実行しておりますして、小学校1年から3年生までの議員さんのおっしゃる開設時間の延長というのは、細かいことは、また、まだ時間の関係上、省略しますが、そういったことも保護者の意見を伺って、そういった変革といいますか、それも行って、利用時間が非常に保護者の方々にいのように実行をしております。また、その利用料金につきましては、近隣町村と比較してやると、決して一番安価で、相当保護者の人を軽減しているというところまでは至っておりませんが、この町なりに、利用料金もいろんな条件を入れて、二つぐらいの条件で軽減をしていくというようなこともやって今、現行では行っております。

また、その現行条件で非常に満たせれない部分といいますか、そういったところもあろうかと思っておりますので、これから多くの意見や、それから先ほど言いました国の流れ、社会的な流れ、1年生から3年生までは厚労省の予算、それから4年生から6年生は、今のところは文科省、私自身は、あれはちょっとそぐわん政策だと思

っています。どちらか文科省にさせていただくとか、厚労省にさせていただかないと、地方自治体がやりにくいかなというような、手を打つのも打ちにくいという、非常に迷いがございます。そういった流れも必要があって、見きわめながら、これから、まだより一層の軽減拡大の制度、そういう子供たち、やはり宝ですので、そういったことでは、また今後、協議を続けていきたいと、このように思っております。

それから、三つ目の出会いから子育て支援までのワンストップ支援。これはもうおっしゃるとおりでございますし、これは国と県が、先ほど言いましたように、結婚から、出会い結婚から、それからずっと出産、育児、そして今度、子育てと、こういったところまでのワンストップという言葉は、切れ目のない支援事業と通じるところがございますので、これはもう当然、国も県も、そういう方針でございますので、我々も子ども・子育ての計画の策定の段階で、議員さんのおっしゃるように、ネットワーク的なワンストップの支援の具体的な案を、こちら事業ができるように、1回努力をしていきたい。これから計画策定の段階で、検討を加えていきたいと思っております。

それから、四つ目の多子世帯の支援でございますが、これも経済的な支援を行うべきではないかと、ごもっともなことでございますので、この件につきましては、保育所におきましては、既に、完全とは言いませんけど実行しております。細かいいえば、もう少し条件があるのですけども、ハードルがあるのですけども、原則的には第2子の、議員さんのおっしゃるような半額、それから、第3子以降、第3子は無償とするというような政策は、今のところ行っておりまして、現在、棚橋保育所から、全部の中でも、雑駁ですけども、約30名以上がその対象に、原則的な第2子の半額はなっております。月額保育料につきましては。それから、第3子の場合も、3名ぐらいですか、今のところ。そういった対象がございまして、なかなか少子化の時代ですので、保育所のほうへ4人が通うというのは、まず少ないので、おっしゃるような第3子以降という言葉では、第3子が対象になってくるのではないかと思いますので、こういったことも、これは個々の部分ではなくして、保育料とか、給食費とか、いろんな全体の中から財政上の支援がどうかという、これからの角度からも考えていきたいと。検討していきたいと思っております。

また、多子世帯の向けの住居の支援ということでございますが、これは、全国でも非常に調べましたけども、例が少ないでございますし、やっぱり一番やりやすい支援というのは、住宅です。住宅の県営住宅とか、公営住宅の軽減化といいますか。そういったことで優遇を図るといったことが、あるところの地域では行われておりますが、うちのところでは、そういった利便性の活用になれないのかなというような思いもございますので、今後の、これは課題ということで、お聞きをしておきたいと思っております。

以上、御指摘に対しましては、非常に、具体的な回答が足りないと。前に、福井議員さんからも質問がございましたが、非常に、先進的な質問だなとってお答えをした記憶がございますが、今回も登議員さんの先進的な、先進的な中で、非常に創意と工夫をやらなきゃいけないという立場で、財政上も見きわめた上で、一度、制度を決めた以上は、やっぱりずっと実行するというところに、継続的な実行に持っていきたいという意向もございますので、大変、私の回答としては、おたくの質問からは足りない部分があるかと思っておりますけれども、この回答を含めまして、今後、地域の自治体としての子育てのプランを策定しまして、度会町が少しでもいつも言います、本来の住みやすい住宅環境を維持して、同時に少子対策事業の無限化への実行を目指して、議員さんのおっしゃられる若い人たちの定住や子育ての行いやすい環境づくりを推進して行って、それが人口減少の歯どめに、大変難しい難問でございますけれども、つながるように努力をしてまいりたいと思っておりますので、どうか、議員の皆さん方と今後もお知恵とアイデアをいただきながら、ともに推進していきますので、よろしくお願ひ、協力をお願いしたいと思います。

それから、2番目の集落コミュニティ対策。同じような質問のジャンルかと思っております。人口減少については、もう本当に、私ももう相当、耳痛く以上に、頭でっかちに強く認識を、この課題はしておりますが、なかなか力不足で、そういった満足な結果が出ておりませんことを、非常に反省をしております。

まず、その中で議員さんのおっしゃる今後の非常に夢のある広がりのお話をいただいておりますのでございますけれども、この御質問のまず、コンパクトシティ化と背後地集落の存続についてということでございます。このことにつきまして、コンパクトシティという言葉は、一般的には、徒歩による移動性を重視して、非常に歩いてもいく。そういったさまざまな機能が比較的、小さなエリアの中で集まった都市形態ということで、「持続可能なまちづくり」、「都市機能の効率化」、さらには「地域の活性化」につながるという考え方を背景としている制度だと思っております。

そんな中で、当町におきまして、少子高齢化、人口減少の波には逆らえず、公共施設につきまして、平成20年度に町内4小学校を統一の度会小学校への1校と、また、南中村保育所を中之郷保育所へ統合しての3保育所といたしました。

それから、平成22年度には、伊勢市消防署度会出張所を役場庁舎の隣接地に建設して、行政機能の集約化というのを図ってまいりました。

こういった日々の一日の積み重ねといいますか、この公共施設の統合とか、集約化、この棚橋地内におきまして、登さんのおっしゃるコンパクトシティ化に通じるものがあるものと考えております。非常に地味ではあるとは思いますが、そういった内容の中の非常に夢のある話に広がることではないかと思っております。

そんな中で、20年後の世界ということも言われますが、私も決して、若くはないということで、25年後の世界をといわれますと、大変、非常に心痛むのですけども、自分なりに、登議員さんと同じように来たるべき度会町の姿というのは、創意と工夫と、やはり一步一步の積み重ねで、しっかりと中山間地域として、全国の中でも残っていく自治体の一つにいかねばならないと思っています。そんな中で、非常に心痛む質問は、棚橋を中心ということを言っていました。大変、私も地元棚橋でございますけども、やはり棚橋・大野木を中心にしていくということは、これは言うまでもないかと、一部批判もあろうかと思いますが、おっしゃるとおりではございますが、逆に、登議員さんがおっしゃいました今にも消えそうな集落が、やはり当町にも、これは該当することがございますので、そういったところへいくまでにやるべき課題が、非常に山積みをしておりますので、発想はもう大変すばらしいということで、認識をさせていただいておりますが、やはり先ほど言いましたように、私としましては、一步一步の積み重ねで、各論的に現状の状況を、一つ一つ別の角度、コンパクトシティ化ということではなくして、別々の角度から、各論で、この後申し上げます定住圏構想も含めまして、そういった各度の違ったところから、優先順位をつけながら取り組んでいきたいと、このように思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、続いての2点目の「農山村の秩序ある土地利用の転換」ということは、これだけちょっと捉えたときには、ちょっとわかりにくい質問だなという気がいたしまして、今、お聞きしますと、なるほどということで、先ほど言いましたように、多方面の角度から取り上げると理解ができるお話かなと思っておりますので、この決定につきましては、各地域が保有する豊かな自然環境、それから歴史の文化、これを保全活用するとともに、連携することのその魅力を高めて、地域活力の推進・向上を図っていくべきだと考えています。これにつきましては、日ごろのいろんな私の小さな政策の中でも、これに当てはまることがございますけど、時間の都合上、避けたいと思っています。また、恵まれた環境の保全と開発のバランス、これはよく風力発電でも、私よく言いましたが、乱開発はやめて、自然を守ろうという意味での環境保全開発によつての土地利用の転換とか、そういったことにも、先ほどバイオマスも言われましたけど、これもなかなか経費がかかることで、いろいろ森林の中でも議論がされておりますけども、また、現実化にはなかなか至っておりませんが、そういったことの地域の特徴で、度会町もそういった特徴がございますので、そういったことを生かした産業の誘致を進めていき、地域の活性化につなげる土地利用の検討をする必要がございますので、努力をしていきたいと、このように思っています。非常に抽象的な答弁で申しわけございません。

それから、最後の項目になります「定住自立圏への地域連携」につきましては、

これはもう御承知のとおり、現在、伊勢市を中心市として伊勢志摩地域の市町が連携した「伊勢志摩定住自立圏」を形成して、圏域の全体で人口定住のための必要な生活環境機能の確保と、地域の活性化の発展を図る取り組みというを、今、進めておりまして、伊勢市中心にまず、今年度はビジョンを立てるということになっておりまして、御提案をいただきました交通ネットワーク、デマンドバス云々、うちの町営自主運行バスと、そういったものがございますが、このネットワークや情報通信に関する取り組みにつきましては、非常に重要性を鑑みまして、既に中心市との定住自立圏の形成に関する協定書に盛り組んでおりますし、伊勢志摩圏が目指す将来像の実現に向かって取り組んでいきたいと、小さなことがございますけども、これも省略をさせていただきます。いろんな面で水面下では、今の地域公共交通バスをもう少しぐっと拡大していきたいと、このように思っております。デマンドバスというのは、やはり前からの施策の中で、今、行われている地域公共バスを、いろんな面での皆さんに御理解をいただいた上で、最終的にはデマンドバスという像が、即刻、具体的に浮かんでおりますけど、そこへいくまで、もう少し時間をいただきたいなと思っております。

それから、この「松阪圏域」という言葉がございましたが、これの交流を視野に入れた施策の展開に関しましては、御提案のとおり、通勤や、あるいは通学、買い物、そういったことで、今の伊勢志摩圏域とあわせて、松阪圏域を生活圈とされている地区もございますので、利便性や生活の質の向上を考えて、それを考慮しますと、他の圏域との連携も視野に入れて検討していく必要があると思っております。欠くことのできない、その中で、医療福祉や公共交通といった住民生活への結びつきというのを勘案しますと、松阪圏というよりは、この分野に関しましては、「伊勢志摩圏域」の形成が最も自然な広域の連携の形だと考えております。そういったことで御理解をいただきたい。松阪圏とともに連携は必要ですけども、やはり今のところは、この定住圏の国の構想をうまく、この制度をしっかりと活用して、中身の少しでも濃いものに持っていくというのが、伊勢市を中心としたそれぞれ行政のあり方での伊勢志摩地域の考え方だと思いますので、そういったことには追随をしながら、共通に進めていきたいと思っております。そういうことで一つ御理解をいただきたいと思っております。

このたびの人口の予測結果というのもいただきましたけども、町としましては、これはもう本当に地域として深刻に受けとめて、危機感を共有をずっとしながら、一つこのたびの登議員さんの施策提言をいただいて、これを一つでも運営に生かせる方向性に頑張りたいと思っております。

また、議員の皆さん方とともに、私いつも言っています、人口流出の歯どめ、これがなかなか、この辺までくるのですけど、出ないなというところで、もう7年目

を迎えております。そういったことで、何とか手だてを講じたいと考えておりますので、どうか、今後とも一つこの件につきましても、皆さんの御支援と御協力いただいて、一つ先ほど言いましたようにアイデアと知恵がありましたら、きっかけになれば、非常にありがたいと思っておりますので、どうか一つ、御協力のほうをよろしくお願いをいたします。

こういうことで、私の登議員さんに対する、質問に対する答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

私の質問も少し抽象的なところが、多々あったかと思えます。首長としての中村町長さんは、今、この4年の任期の中で、やむを得ない、ある意味、理解できる想定内の考えを示していただいたものと思っております。私にとりましては、少し、若干、少しというか、消化不良のところもあります。ものさしの違いもあるのかなというようなところもあります。

私は、この人口推計に新鮮な驚きを覚えながら、まずは、やはり少子化対策に軸足を置いた予算の配分、人的な配分を希望するところでございます。コンパクトなまちづくりと背後地集落のことは、何度か質問してまいりました。行政の考えには限りがあると思えます。25年後も持続できる各集落、コミュニティを本気で考えることができるのは、その土地で生きていく人たちです。そのためにも、今回発表されたデータを、ぜひ集落単位に重ねて、棚橋ではどうなってくるのだ、立花ではどうなっていくのだ、麻加江ではどうなっていくのだ。南中村ではどうなってくるのだと。そういうデータを重ねて分析をしていただきまして、提示していただきたいと思っております。このことによりまして、集落ごとに新しい覚悟が生まれてくることに希望を持ちながら、加えまして、中村町長は、外向きに道の駅構想を打ち出そうとされているところですが、決して、豊かでない度会町の財政です。その前に、今日の住民の暮らしを支え、そして、未来に向けて誘導しなければならない内向きの行政課題が山積していることを強く強く感じながら、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中村 忠彦） 以上で、登喜三雄議員の質問を終わります。

暫時、休憩をいたします。

(10時28分休憩)

(10時37分再開)

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。

1番 岡村広彦議員。

《1番 岡村 広彦 議員》

○1番（岡村 広彦） 1番議員の岡村広彦です。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告書にしたがい、度会中学校自転車通学について、質問いたします。

なお、質問内容に関して、通学路変更の経緯、通学生の内訳、遠距離通学費支給に関する条例、自転車対歩行者の交通事故による過失相殺率の資料を添付いたしましたので、ごらんください。

さて、道路交通法の改正により、自転車の車道左側通行がより厳格化されましたことは、皆様方も御承知のことと存じます。

資料1のとおり、当町におきましても、4月21日月曜日より、宮西・牧戸・平生地区からの自転車通学生が町道棚橋線を通り、下車横断後、度会玉城線を南下して、中学校へ登校するという、通学路に変更となりました。町道棚橋線は、幅員も狭い上に、枝道も多く、児童生徒の登校時には、区内在住の通勤者の方々の自動車が通行する道路でもあります。

また、児童生徒登校時には、一部時間帯において小学校への徒歩通学生と中学校への自転車通学生が対面通行となり、接触事故や衝突事故などの心配も出てきました。

現在、中学生は登校時から学校内、あるいは学校内から下校時までが対象のスポーツ傷害保険に加入しているそうですが、保険の対象は加入者本人のみに適用とのこと。

資料2及び資料3をごらんください。

バス通学生と自転車通学生を比較しますと、バス通学生は乗車時から下車時までの安全面は、確保されているとともに、町条例においても対策はとられております。一方、自転車通学生は道路交通法の遵守や、自己注意による交通事故からの回避への対応をとらねばならず、安全面においては、格段の差があるように思います。

さらに、資料4のように、自転車対歩行者の交通事故による過失相殺率の裁判例を見ましても、自転車の過失割合が高く、大阪では自転車運転者の小学生が起こした交通事故に対し、小学生の親権者に高額な損害賠償支払いの判決が出ました。このように、通学生に対する現状、道路交通法の改正、現在の社会情勢から考えても、自転車通学生に対する対策に取り組んでいかねばならないと考えます。

具体的には、自転車通学生に対し、登校時及び下校時の対策として、対人賠償保険への加入を町費をもって充当していくことを提言いたします。

町長及び教育長には、以上の質問内容に関しての基本的な考えや、具体的な対策をお考えであれば、その内容について、御答弁ください。

○議長（中村 忠彦） 藤田教育長。

○**教育委員会教育長（藤田 心作）** ただいまの岡村議員さんの「度会中学校の自転車通学」について、御質問をいただきました。

岡村議員さん御指摘のとおり、平成25年12月1日に施行されました道路交通法の改正によりまして、自転車は原則的に車道の左側を通行することとされました。

現在、度会中学校の自転車通学は、田間、上久具、平生、牧戸、棚橋の一部、大野木の一部、葛原、川口の一部の8地区で、91名が自転車通学をしております。岡村議員さん御指摘の通学路の変更につきましては、このうち平生、牧戸、棚橋地区の一部、宮西団地でございますが、自転車通学生徒、おおむね34名について、御指摘のとおり、通学路の変更を行ったところでございます。

自転車通学のための安全確保につきましては、本来、道路の改良が拡充されて、歩行者・自転車共有の通行路が確保されるのが、一番安全な道でございますが、現在のところ一朝一夕に、にわかになんかそういうものが整備できるわけでもございません。そういう現状の状況の中で、より安全なコースを選定しながら、通学に、下校に利用していただくというような方向で進めております。

現在、自転車通学生との事故につきましては、自損事故や事故被害者となった場合、学校が加入している独立行政法人の日本スポーツ振興センターの災害給付契約によりまして、生徒本人のけがについては、給付の対象となっております。ただ、生徒が加害者となった場合、相手にけがをさせた場合と、こういう場合については、対人、相手方に対しての災害給付は対象になっておりません。加害事故につきましては、原則として、学校施設内であっても、子供さんが自分の過失によって学校の施設、機材を破損した場合におきましても、個人賠償という格好をとらせていただいております。そういうことも鑑みまして、個人賠償責任というものに該当してくるということで、現在のところ、中学校におきましては、新入生の入学説明会の時点で、「三重県PTAこども総合保障制度」というものを紹介しております。この制度は、365日自宅から学校における子供さん自身のいろんな事故等について、対人も含めた補償をするというような保険制度でございますが、あいにくと紹介はしておるのですが、実際、どれだけの保護者の方が加入してみえるかというようなことまでは把握いたしておりません。

岡村議員さんから、御提言いただきました自転車通学・登下校時の対人賠償保険への町費加入でございますが、先ほども申し上げましたように、個人賠償に対する補償という観点から、町当局ともいろいろ協議を重ねながら協議をしてまいりたいというふうに考えておりますので、現状のところ、以上のような答弁で御了解をいただきたいと、このように思います。

○**議長（中村 忠彦）** 中村町長。

○**町長（中村 順一）** 岡村議員さんの質問に、教育長のほうから答弁をさせていた

いただきましたが、おおむねは教育長の答弁どおりということでございます。

私のほうからは、この度会中学校の自転車通学路につきましては、道路交通法の改正ということで、やはりルールを遵守しなければならないというのは、もう国のルールでございますので、非常に残念には思ったのですが、自転車がやはり左側を通行するということが、もう決められたことから、従来の通学路が、危険を伴う可能性があるということで危惧されていまして、議員の皆さん方や地元、あるいは地域の関係の方々に、御助言や御協力をいただいて、いろいろ試行錯誤を繰り返していただいて、短い期間の間でございましたけども、より安全な現行の通学路ということで、今の場所を選択をしていただきました。本当に、この場をおかりして、お礼を申し上げたいと思います。

ただ、子供たちが、小学生がやはり棚橋大野木から歩いてくると。それから、牧戸、平生の中学生が自転車だというので、時間帯、私も見てますと、若干ずれるところもありますので、少々よかったかなとは思っておりますけども、ただ、やはり同じ時間帯でございますので、特に、お願いをこれからしておきたいのは、行政もしっかりと、この子供たちの立場に立って検討を加えていきたいと思っておりますけども、教育委員会を通じて、学校の先生方しっかりルールを守れるように言ってもらっておりますのですが、やはり子供たち日常の雨と雨天の場合等、それから、非常に天候がいい場合というのは、私も見てますと、ちょこちょこはみ出しとか、それもございますので、あるいは、特に度会中学生におきましては、スピードアップで来る子も少々ございますので、地元の、先ほどもお話がございましたが、少子高齢化の地域でございますので、大変、道路改良もなかなかしにくいところがございますので、そういった非常に難問を抱えての通学路ということで認識をしていただきたいので、先生方のほうからも、また、今一度、教育委員会を通じて、子供たちにしっかりと安全な方法で徒歩、あるいは自転車通学をしてもらうことを言ってもらいたいと思うのと、同時に、また今後、その議員さんのほうから判例も示していただきまして、具体的にわかりやすい事例も挙げていただきましたが、私も懸念しているのは、特に地元の方々と、自分たちが思っていないのに、ルールを守りながらもすれ違いで接触事故が起こったときの被害者と加害者の関係になるということが、非常にそれを思うとちょっと暗い面もございますので、そういったことで、基本的には教育長が申し上げたように、個人の保険で対応するという、加害者側ですけども、この件につきましては、もうちょっと突っ込んだ詳細な保険料とか、いろんなものも含めて、賠償責任ということになりますと、限りがなかなか広がりますので、行政がそこに関与していくというのは、大変難しいところもあつたんですけども、子供たちの安全と地元の皆さん方との摩擦を、なるべく避けるには努力を前提として、これからちょっと協議・検討をしていきたいなと、このように思っ

おりますので、一つ御理解をいただいて、今後、また一つアドバイスもいただきましたらと思っていますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 岡村議員。

○1番（岡村 広彦） 先ほどの教育長の答弁の中に、個人賠償保険とありますけども、当然、自転車につきましては、自賠責保険というのは入れませんので、契約ができません。そういう意味で、例えば、個人賠償保険制度を進められて、加入を促しているという答弁の内容で、理由はわかっているのですが、やはり、先ほども言いましたように、社会的に、自転車対徒歩の事故の案件がふえているということもありますので、やはりその辺は、もう少し学校関係や保護者の方にももう少し強く、積極的に働きかけをしていただいて、やっていただきたいと思っていますので、そういう場をもってもらいたいと思いますけども、その点につきましては、教育長いかがですか。

○議長（中村 忠彦） 藤田教育長。

○教育委員会教育長（藤田 心作） 加入促進につきましては、先ほども申し上げましたように、入学時の入学説明会の時点におきまして、保護者の皆さんに三重県PTAこども総合保障制度という保険制度の紹介、パンフレットを各世帯へ配布をさせていただきまして、ぜひ、加入をお勧めしますというような程度のことしかやっております。実のところ、数千円から数万円の規模によるのですが、保険料が必要になってまいります。こういうものについて、あくまでも保護者の負担で加入していただくということで、我々教育委員会、学校としては、余り強行に勧めることは困難かと思っています。

ただ、今後、町当局とも御相談申し上げながら、学校に対する、学校活動に対する保険制度、こういうものもあるやに聞き及んでおります。その中に登下校時の自転車の事故について、対象になるものであれば、学校生活の中の保障制度を模索しながら、採用について町当局と検討を進めていきたいと、このように考えておりますので、以上で、よろしく申し上げます。

○議長（中村 忠彦） 岡村議員。

○1番（岡村 広彦） 今言われましたように、今回の質問につきましても、これはあくまでも登校時から下校時までの中でのことが対象になっておりますので、加入強行という云々ではなく、登校から下校までの子供の安全を守るという事に当たっては、教育委員会、あるいは町当局としましても、積極的に、ある程度の対策は当然とらなければならないことではないかと、そのように考えております。

今回の一般質問の内容に関しましては、私の提言に対し、町及び教育委員会の姿勢について、問うたものでしたので、ただいまの教育長並びに町長の答弁をお聞き

し、積極的な検討をしていく、協議をしていくというような御答弁をいただきましたので、そのとおりに進めていっていただきたいと思います。

一言つけ加えますと、この裏側には、判例の問題もありますけども、歩行者に対して起こった事故内容によって、高額な損害賠償が請求された場合は、加害者である生徒の責任能力が関係してくるわけです。ところが、責任能力につきましては、諸事情を考慮して判断すると、大体、今のところ、社会的には小学校を終える12歳程度の年齢になったら、もう責任能力はあるというふうに判断されるわけです。ところが、被害者のほうで、一般的な原則に従って、監督義務者、あるいは親権者、学校関係者の、例えば過失があったとか、ないかとか、そういうことが上げられてしまうと、つまり交通安全指導がちゃんとしてなかったのやないかとか、それはその学校とか、あるいは町当局の管理不十分やないかとか、そういうような内容になってきますと、被害者側が、それを証拠として上げてくると、当然これは責任を追究できるというのが、今日の一般的な通説になっておりますので、いつ起こるか分からない事故に対応するためにも、早急な取り組みをしていただきたいと思いますということを申し述べまして、以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（中村 忠彦） 以上で、岡村広彦議員の質疑を終わります。

これをもって、一般質問は終わります。

◎各常任委員長 審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 芝山 延男議員。

○予算決算常任委員長（芝山 延男） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第20号 平成26年度度会町一般会計補正予算（第1号）、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度度会町一般会計補正予算（第6号））、以上2議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務教育常任委員長より報告を求めます。

総務教育常任委員長 牧 幸作議員。

○総務教育常任委員長（牧 幸作） 報告いたします。

総務教育常任委員会に付託されました、議案第22号 度会町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第23号 度会町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例について、議案第24号 度会町税条例等の一部を改正する条例について、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））、以上4議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの総務教育常任委員長報告に対する質疑を行います。

ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

総務教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業福祉常任委員長より報告を求めます。

産業福祉常任委員長 濱岡裕之議員。

○産業福祉常任委員長（濱岡 裕之） 報告いたします。

産業福祉常任委員会に付託されました、議案第21号 平成26年度度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの産業福祉常任委員長報告に対する質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

産業福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

これで常任委員長報告を終わります。

◎討論（議案第20号～議案第26号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第20号から議案第26号についてを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第20号から議案第26号までの討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

◎採決(議案第20号～議案第26号)

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第20号から議案第26号についてを採決いたします。

議案第20号 平成26年度度会町一般会計補正予算(第1号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第20号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第21号 平成26年度度会町介護保険特別会計補正予算(第1号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第21号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第22号 度会町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第22号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第23号 度会町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第23号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第24号 度会町税条例等の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第24号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第25号 専決処分の承認を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第25号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第26号 専決処分の承認を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第26号は原案どおり可決されました。

以上、議案第20号から議案第26号の7議案は全て原案どおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

(11時10分休憩)

(11時12分再開)

○議長(中村 忠彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎委員会提出議案の上程(発議第2号)

日程第5 本日、産業福祉常任委員会委員長より提出されました。発議第2号を上程し、議題といたします。

◎提出理由の説明(発議第2号)

日程第6 それでは、提出者 産業福祉常任委員より提出理由の説明を求めます。
濱岡産業福祉常任委員長 濱岡議員。

○産業福祉常任委員長(濱岡 裕之) 発議第2号 災害復旧事業の適用拡大を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書(案)を度会町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成26年6月12日

度会町議会議長 中村忠彦様

提出者 度会町議会産業福祉常任委員会 委員長 濱岡裕之

提出理由

公共土木施設災害事業費国庫負担法では、河川における天然河岸の背後地が林地・原野の場合は災害復旧事業の対象外とされていることが慣例となっています。本町における町管理河川の上流部にあった農地は、減反施策による植林化や後継者

不足により林野化し、これに伴い耕作放棄地もふえ、河川河岸の損壊が随所に見受けられるようになりました。また、河岸が崩壊しても放置され、正常な流下機能が保たれなくなっている現状です。近年、台風などによる局地的集中豪雨により、甚大な被害を受けることも考えられることから、これらの河川を維持し、下流域にある集落並びに住民の生命と財産を守るため、河川河岸が崩壊した場合には、背後地の状況にかかわらず、維持上または公益上必要と認められる場合には、災害復旧事業の適用とすることを強く切望するものでございます。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

○議長（中村 忠彦） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

◎質疑（発議第2号）

日程第7 これより議案に対する質疑を行います。

発議第2号 災害復旧事業の適用拡大を求める意見書の提出についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

発議第2号に対する質疑を打ち切ります。

お諮りをいたします。発議第2号について、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

◎討論（発議第2号）

日程第8 これより討論を行います。

発議第2号 災害復旧事業の適用拡大を求める意見書の提出についてに対し、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 討論なしと認めます。

発議第2号に対する討論を打ち切ります。

◎採決（発議第2号）

日程第9 これより発議第2号について、採決をいたします。

発議第2号 災害復旧事業の適用拡大を求める意見書の提出についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって発議第2号は原案どおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

（11時17分休憩）

（11時19分再開）

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案の上程（議案第27号）

追加日程第1 お諮りをいたします。

ただいま町長から、議案第27号が提出されました。

議案第27号 物件等の買入に係る契約の締結についてを、日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

◎提出理由の説明（議案第27号）

追加日程第2 議案第27号を議題といたします。

それでは、提出者町長より提出理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、議案第27号について、提案理由の説明をさせていただきます。

物件等の買入に係る契約の締結について。

次のとおり物件等の買入に係る契約を締結するにつき、度会町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年度会町条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求めます。

平成26年6月12日提出。

度会町長 中村順一。

記

- 1 契約の目的 塵芥収集車
 - 2 契約の方法 指名競争入札
 - 3 契約金額 599万9,000円（消費税を含みます）
 - 4 契約の相手方 三重県度会郡度会町大野木1879番地
度会自動車 有限会社
代表取締役 泰道 雅也
- 提案理由といたしまして。

塵芥処理車を購入するにつきまして、度会町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による予定価格が700万円以上の物件であるため、町議会の議決を得て物件等の買入れに係る契約を締結いたしたい。

これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしく御審議のほどをお願いします。

なお、専決処分につきましての御報告を1件追加をしておりますので、どうか、よろしくお願いをいたします。

○議長（中村 忠彦） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

◎質疑（議案第27号）

追加日程第3 これよりお手元に配付いたしました、議案第27号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

議案第27号に対する質疑を打ち切ります。

お諮りをいたします。

議案第27号について、会議規則第39条の第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

◎討論（議案第27号）

追加日程第4 これより討論を行います。

議案第27号 物件等の買入れに係る契約の締結についてに対しての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 討論なしと認めます。

議案第27号に対する討論を打ち切ります。

これで討論を終わります。

◎採決(議案第27号)

追加日程第5 これより議案第27号についてを採決いたします。

議案第27号 物件等の買入れに係る契約の締結についてに対し、原案に賛成者の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第27号は原案どおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

(11時25分休憩)

(11時26分再開)

○議長(中村 忠彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎農業委員会委員の推薦について

追加日程第6 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議会推薦の農業委員は4名といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

議会推薦の農業委員を4名と決定いたしました。

推薦人を、事務局長より朗読いたさせます。

西村議会事務局長。

○議会事務局長(西村 肇) それでは、推薦人の住所、氏名を朗読いたします。

度会町大野木1372番地 福井・美子さん。

度会町平生1126番地 中西 貞さん。

度会町注連指1431番地 中井利正さん。

度会町棚橋1343番地 中村順一さん。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 以上が、推薦人の方々です。

推薦人の中に、現職の議員の方が議場におられますので、地方自治法第117条の規定により、11番 中井利正議員の退場を求めます。

（中井利正議員 議場より退場）

○議長（中村 忠彦） それでは、事務局長より朗読のありました4名の方を推薦することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は4名とし、ただいまの4名の推薦することに決定いたしました。

ただいま退場されています中井利正議員の入場を許可します。

再度議場へ入場願います。

◎閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）

日程第10 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

よって、委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、平成26年第2回度会町議会定例会を閉会いたします。

（11時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員